

2 酒田市における重層的支援体制整備事業への 取組について (令和5年度多機関協働事業の概要)

重層的支援体制整備事業とは

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化（※）する中、従来の支援体制では課題がある。（※）一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）、世帯全体が孤立している状態（ごみ屋敷など）
 - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手助けに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

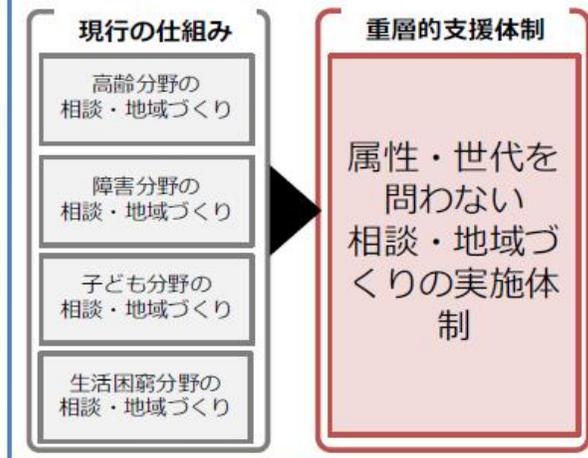
（参考）モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208

新たな事業の全体像



相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点で、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。

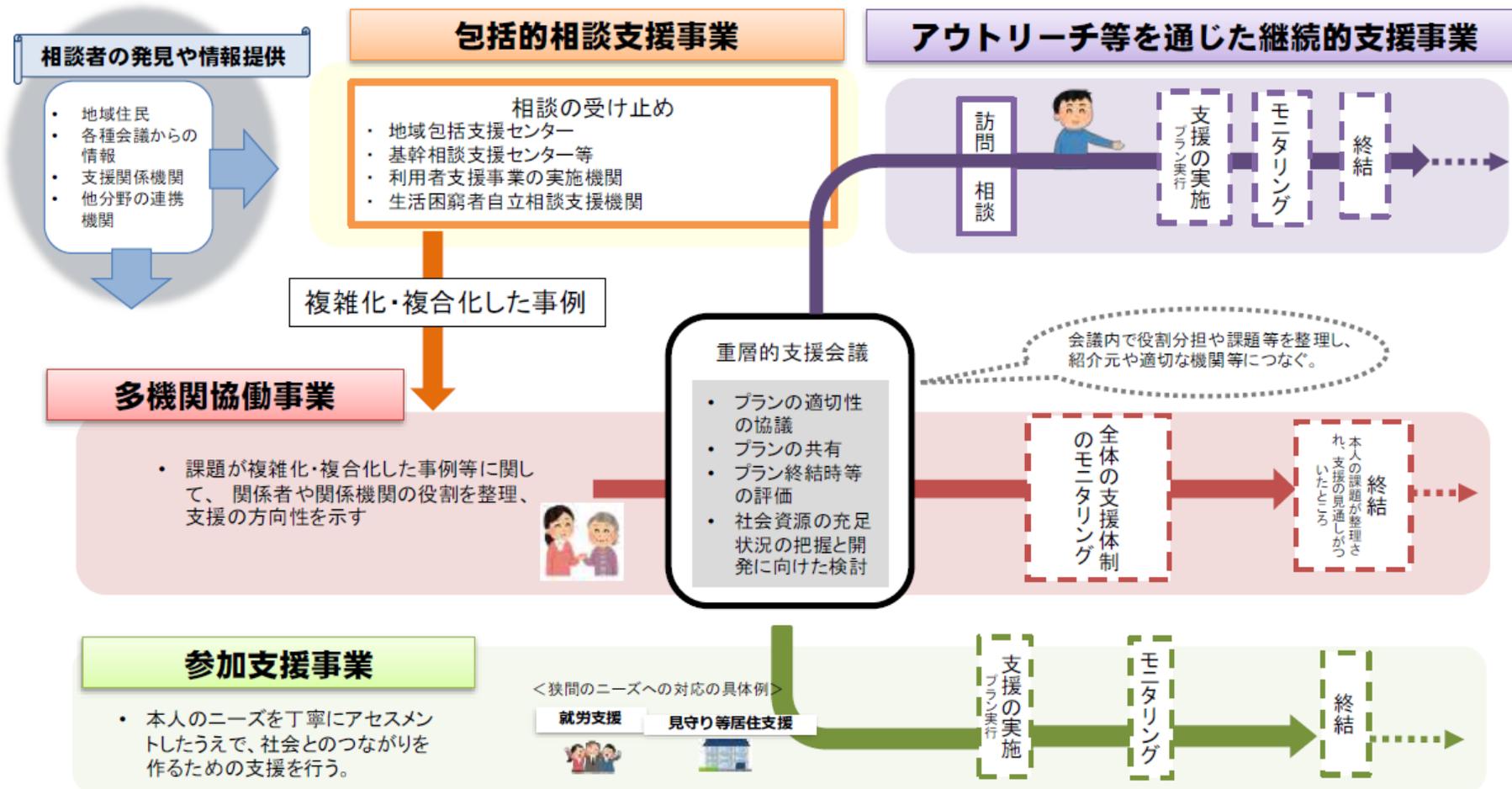


※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。

- (ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
- (イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる
- (ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

重層的支援体制整備事業の支援フロー(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐ。
- 多機関協働事業は、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることを目指す。
- また、必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。



※ 重層的支援会議で検討した結果、包括的相談支援事業が引き続き主担当として支援すべき案件であるとなった場合には、包括的相談支援事業に戻すこともある。
 ※ アウトリーチ等事業は支援の性質上、多機関協働事業が関わる前から支援を開始することもある。

重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の4第2項）

重層的支援体制整備事業とは、以下の表に掲げる事業を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】 地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】 障害者相談支援事業 【酒田市未実施】
	ハ		【子ども】 利用者支援事業
	ニ		【困窮】 自立相談支援事業
第2号	参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新 【酒田市未実施】	
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】 一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】 生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】 地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】 地域子育て支援拠点事業 【酒田市未実施】
		【困窮】 生活困窮者支援等のための地域づくり事業	
第4号	アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新 【酒田市未実施】	
第5号	多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新 【令和5年度より実施】	
第6号	支援プランの作成（※）	新 【令和5年度より実施】	

（注）生活困窮者支援等のための地域づくり事業、生活困窮者の福祉事務所未設置町村による相談支援事業は、第3号柱書に含まれる。

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

令和5年度 酒田市多機関協働事業(移行準備) 概要

実施時期:令和5年9月より全市域で開始(予定)

実施体制:酒田市社協受託 担当職員としてCSW(コミュニティソーシャルワーカー)5名配置

CSWは、現在、地域福祉活動を支援する学区・地区担当職員の兼務(おって担当を案内)

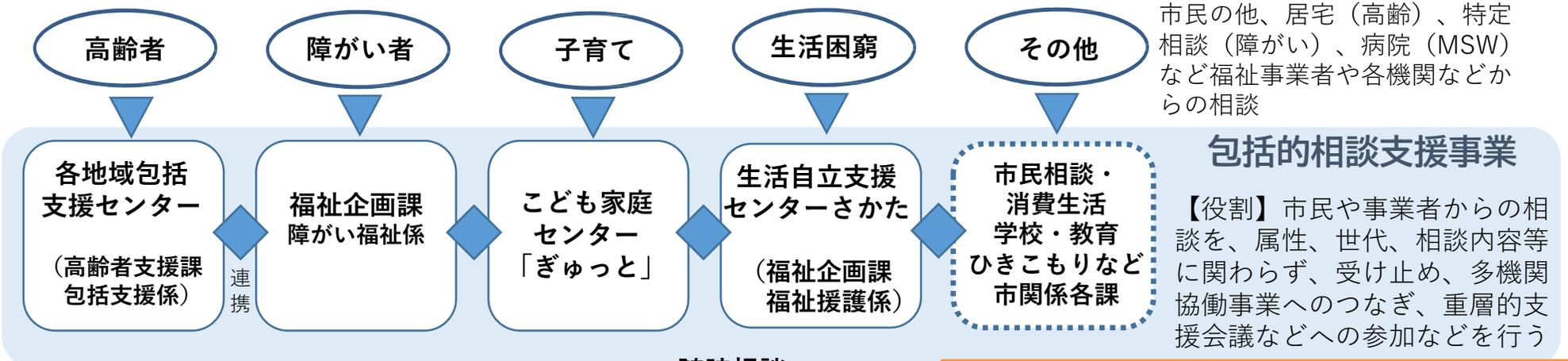
CSWの役割

- 市役所を含む各支援関係機関から得られる情報と世帯全体の課題を整理
- 重層的支援会議の準備と開催(連絡調整や支援プランなどの作成など)
- 適切な支援が導入されるまでモニタリングを行い、進捗管理
- 地域福祉活動の支援を通じた地域資源・社会資源の情報収集(従来からの役割)

ポイント

1. 市役所を含む支援関係機関からの相談を受付(ただし、民生・児童委員や学区・地区社協を含む従来の市社協事業を通じた市民からの相談も受付する場合はある)
2. 基本的には、個別ケースを直接支援せずに支援関係機関を後方支援する
3. 関係する支援機関の役割を示した支援プラン案の作成と重層的支援会議での決定
4. 支援プラン決定後は、各支援関係機関が支援実施、ケース管理(モニタリング)

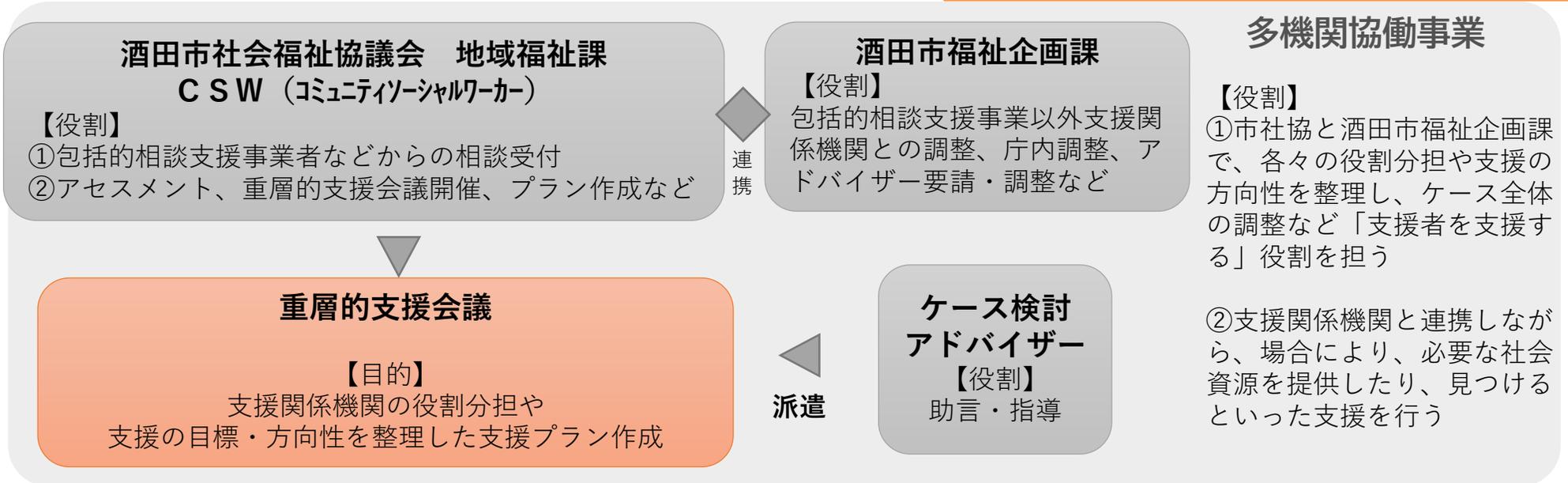
令和5年度 酒田市多機関協働事業(移行準備)の事業フロー



終結・つなぎもどし ▲

随時相談、各機関でのケース検討後つなぎ

複雑化・複合化した相談をつなぐ



***令和5年度(移行準備)は「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」「参加支援事業」は未実施**

今後のスケジュールについて

1 令和5年度多機関協働事業 これまでの経過とスケジュール（予定）

- 5月 研修会（市関係課、地域包括支援センター等）
- 6月 モデル事業実施（「にいだ」圏域）
庁内外連携会議①
- 7月 民生委員・児童委員説明会
- 8月 庁内外連携会議②
全圏域本格実施（9月1日）
重層的支援会議の開催（随時）
- 3月 打ち合わせ（来年度に向けて）

2 重層的支援体制整備事業本格実施に向けた今後の取組について（予定）

- 令和5年度 「多機関協働事業」実施、未実施事業・取組の検討
- 令和6年度 「基幹相談支援センター」開設、未実施事業・取組の検討
- 令和7年度 「重層的支援体制整備事業」本格実施